

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

2/8
投票日

～未来のために、
みんなで投票、
みんなで参加！～



◀選挙特設サイト
選挙情報、随時更新中！

投票のしかた

投票用紙は3つあります。投票の順序は、最初に小選挙区選出議員選挙、次に比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の順です。

1

小選挙区選出議員選挙の投票

水色の投票用紙

候補者の氏名を書いて投票



2

比例代表選出議員選挙の投票

ピンク色の投票用紙

政党等の名称または略称を書いて投票



3

最高裁判所裁判官国民審査の投票

うぐいす色の投票用紙

やめさせた方がよいと思う裁判官に×印を書いて投票



投票できる人

平成20年2月9日までに生まれた日本国民で、令和7年10月26日までに市の住民票に記載され、引き続き居住している人。

投票所入場券

世帯員4人につき1通をまとめて送付しています。記載された投票所や投票時間などを確認してください。

【発送について】

準備期間が非常に短かったこともあります。従来よりお届けの時期が遅くなる場合があります。ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

* 投票所入場券が届かないときや紛失したときでも、三原市の選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。ご本人であることが確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）をお持ちいただければ、スムーズに受付ができます。

投票のご案内（投票日当日）

【投票所】

お住まいの地域によって、投票所が異なります。

【投票時間】

7時～20時（久井・大和地域はすべて7時～19時）

※一部の地域では、上記の投票時間と異なる投票所があります。

投票所入場券に記載された投票所と投票時間を必ずご確認のうえ、お間違いのないようお越しください。

投票所に変更があります

【投票所の変更】

投票区	投票所
東町	旭町会館（東町1丁目7番1号）

※旭町会館には駐車場がありません。お車でのご来場はご遠慮いただき、徒歩や自転車などでお越しいただけますと幸いです。

【投票時間の変更】

投票区	投票時間
善入寺	7時～18時（閉鎖時間を1時間繰り上げ）

【その他】

本町投票区の投票所（三原小学校）に変更はありません。

しかし、投票日当日は、三原神明市の開催に伴い交通規制が実施されるため、お車でのご来場はできませんのでご了承ください。

期日前投票をご利用ください！

期日前投票所では、お住まいの地域に関係なく、どなたでも投票できます。

2月6日(金)～8日(日)には「三原神明市」が開催されます。

投票日当日にお出かけ予定の方は、期日前投票所で早めの投票がおすすめです。

なお、投票のしかたは、投票日当日と同じですので、初めての人も安心してご利用いただけます。

期日前投票所	期間	時間
市役所本庁舎（※1）	1月28日(水)～2月7日(土)	8時30分～20時
本郷生涯学習センター（※2）		
久井保健福祉センター	1月31日(土)～2月7日(土)	
大和支所		
イオン三原店（※3）		10時～20時

※1 投票会場は、2階 会議室です。

※2 投票会場は、1階 第1・2研修室です。

※3 投票会場は、1階 店舗北側メンズ・ビジネス(紳士服)売場前です。

最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票

法律により、今回の国民審査の期日前投票は、2月1日(日)～7日(土)の7日間となります。2月1日(日)より前に期日前投票を行う場合は、**小選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙のみ投票できますので、ご注意ください。**

不在者投票

【滞在先での不在者投票】

投票日や期日前投票の期間中に市内にいない人は、滞在先で不在者投票ができます。

三原市選挙管理委員会に、次のいずれかの方法で「不在者投票請求書兼宣誓書」を提出（請求）してください。

(1) 電子申請による請求

電子申請は、マイナポータルサイトからできます。

※オンライン上で投票することはできません。



▲電子申請は
こちらから

(2) 直接または郵送による請求

三原市選挙管理委員会に「不在者投票請求書兼宣誓書」を郵送または持参してください。

■請求後の流れ

上記（1）または（2）の方法で請求後、三原市選挙管理委員会から投票用紙等が送付されます。届いた投票用紙等をお持ちのうえ、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ行き、不在者投票を行ってください。

【指定施設での不在者投票】

指定病院や老人ホームなどの不在者投票施設に入院・入所している人は、施設で不在者投票ができます。詳しくは、直接その施設にお問い合わせください。

郵便等投票

次のいずれかに該当する人で、**郵便等投票証明書**を交付されている人は、郵便等投票ができます。郵便等投票証明書の交付には申請が必要です。

障害などの区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

代理投票と点字投票

投票所では、すべての選挙人が安心して投票できるよう、次の制度が設けられています。

【代理投票】

ご自身で投票用紙に記入することが難しい人は、代筆による投票ができます。

投票所で投票管理者に申し出ると、補助者2名が付き添い、そのうち1名が選挙人の指示に従って投票用紙に記入します。

もう1名は、その内容が指示どおりであるかを確認します。

【点字投票】

視覚に障害のある人のために、投票所には点字用の投票用紙と点字器が用意されています。点字での投票が可能ですので、安心してご利用ください。

選挙公報を発行します

選挙公報は、候補者や政党等の経歴や政見などを紹介するものです。

【新聞折込】 2月4日（水）予定

※日程は変更となる場合があります。

【公共施設設置】 市役所本庁舎や各支所など

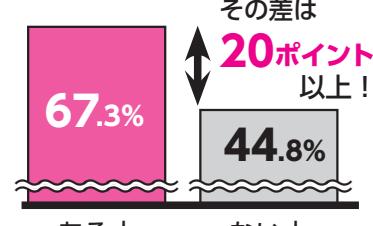
親子でいっしょに選挙に行こう！

18歳未満のお子さんも、選挙人と一緒に投票所へ入ることができます。大人が投票する姿を見せる事は、**将来の子どもたちの投票**につながります。



お父さんお母さんの背中を見て、子どもたちも将来投票へ

子どもの頃に親の投票についていったことのある人・ない人の投票参加の比較



※（公財）明るい選挙推進協会調査より



問い合わせ先

三原市選挙管理委員会 事務局 (0848-67-6140)